

令和 7 年 1 月 3 1 日
浜松市財務部調達課

技術者の配置等に関する金額要件の見直しについて（お知らせ）

建設業法施行令の一部改正により、下記のとおり技術者の配置等にかかる金額要件の見直しが行われましたのでお知らせします。

記

1 施 行 日 令和 7 年 2 月 1 日

2 建設業法施行令の一部改正について

内 容	改正前	改正後
特定建設業の許可を要する下請代金額の下限 （監理技術者の配置に係る下請代金額の下限） 【建設業法施行令第 2 条関係】	4,500 万円 (7,000 万円)	5,000 万円 (8,000 万円)
専任の監理技術者等を要する建設工事の請負代 金額の下限 【建設業法施行令第 27 条第 1 項関係】	4,000 万円 (8,000 万円)	4,500 万円 (9,000 万円)
特定専門工事の対象となる建設工事の下請代金 額の上限 【建設業法施行令第 30 条第 2 項関係】 →【建設業法施行令第 31 条】	4,000 万円	4,500 万円

※表内、（ ）内の金額は、建築一式工事の場合